

## 7. 生徒心得

### 第1章 校内生活の心得

1. 積極的に「挨拶」をする。
2. 8時20分までに登校（着席）する。
3. 欠席・公欠・遅刻・早退・欠課は、必ず事前にクラス担任に連絡する。  
（1）当日の欠席・遅刻については、保護者が学校へ8時10分までに連絡する。
4. 授業について  
（1）始業後5分経っても授業担当者が来ないときには、週番は必ず職員室に連絡を取り、指示を得ること。
5. 自習時間について  
（1）学習場所は、授業担当者か監督者の指示により、授業時の教室か指示された場所とする。  
（2）放課の時間になるまでは、定められた場所で課題学習または自主学習をする。  
（3）自習時間は静かにして、他の生徒や他の教室に迷惑をかけないようにする。  
（4）自習時間も学習時間である。部室・廊下へ行ってはならない。
6. 登校後の外出について  
（1）原則として外出は禁止する。止むを得ず外出しなければならないときは、クラス担任に申し出て事由を明らかにし、許可を得なければならない。（「外出許可証」を携帯する。）
7. 昼食について  
（1）昼食のための外出はしない。
8. 休み時間は健康的に過ごす。  
（1）休み時間は、学習準備・教室移動・気分転換の時間であり、高校生らしい過ごし方を考える。マンガ、トランプ・ゲームなどで過ごしてはならない。
9. 携帯電話・スマートフォンについて  
（1）学校内での使用を禁止する。放課後、家庭に連絡する場合のみ、生徒玄関外での使用を許可する。  
（2）授業時間は電源を切る。  
（3）歩行中・運転中の使用はしない。  
（4）携帯電話・スマートフォンに絡んだトラブルに注意する。
10. 各集会・大清掃・学校行事には全員が参加する。  
（1）勝手に教室に残ったり、早退したりしない。各種会議を含め、集合時刻と作業時間を守る。
11. 清掃当番は、確実に果たす。  
（1）都合の悪いときはクラス担任に届け、誰かに代わってもらう。

- (2) 清掃直後、教室・廊下の戸締りに特に注意。
- 12. 放課後に教室を利用するときは、後の整理を確実にする。
  - (1) 補習授業・諸会議などで利用したとき。
  - (2) 黒板、机の配置、個人の持ち物、ごみ、教室・廊下の窓の戸締りなど。
- 13. 校舎の保全・美化、節約に心掛ける。
  - (1) 学級用品も含め、破損したり汚したりしたときは、直ちに届け出る。
  - (2) 普通教室以外での授業の際や放課後の節電に留意する。
  - (3) 冬季間のストーブ、ヒーターの取り扱いに十分留意する。
- 14. 服装・頭髪は常識的なものにする。
  - (1) 「服装の自由化宣言」の趣旨をよく理解し、柏高生にふさわしい、華美でない清潔なものを着用する。
  - (2) 化粧・パーマ・染毛・マニキュアをしたり、装飾品（ピアス・指輪・ネックレス等）を身につけたりしてはならない。
  - (3) 着衣については以下を考慮する。
    - ア 汚れや破れのない清潔なもの。
    - イ 動きやすく、不要な装飾のないもの。
    - ウ 極端な色彩や模様のないシンプルなもの。
    - エ 保護者等が承知しているもの。
- 15. 履物について
  - (1) 通学時の履物は、草履・サンダルの類を使用してはならない。また、通学時の履物と校内履きとの併用を禁止する。
  - (2) 校内履きの靴は赤い紐を使用し、屋外（通学時・グラウンド等）で使用してはならない。
- 16. 金銭・貴重品の管理・保管は、確実にする。（特に教室移動時やクラブ活動時）
  - (1) 貴重品バッグを活用する。納金は早めに済ませる。
  - (2) 不要な金銭は持ってこない。
  - (3) 止むを得ず大金を持ってきたときは、クラス担任に必ず預ける。
  - (4) 金銭・所持品が紛失したときは、クラス担任に必ず届け出る。（「盗難・紛失届」）
- 17. 私物の整理に心掛ける。
  - (1) 所持品には必ず記名をし、ロッカー等に整理して置く。
  - (2) 不用品・遊び道具は持ってこない。
  - (3) 玄関の靴箱の上、ロッカーの上や後ろに物を置かない。
  - (4) 傘は、水をよく切って、廊下の所定の場所に置く。
  - (5) 更衣室使用の場合は、「整理」に努め、私物を置かない。
  - (6) クラブ活動の際は、各々が貴重品・更衣等についての責任を持つ。
- 18. 登下校について

- (1) 登校に当たっては、時間に余裕を持たせ、交通安全に心掛ける。
- (2) 下校後はなるべく早く帰宅する。行事・クラブ活動等で帰宅が遅くなる時は、保護者等に連絡する。
- (3) 公的な交通機関が正常に運行していない場合の留意点。
  - ア 列車・バスの全く通る見込みのないことがはっきりした場合は、自宅学習とする。ただし、クラス担任にその事情を連絡して指導を受ける。
  - イ 列車・バスは正常に運行していないが、1～2 時間後に通ることがはっきりしている場合は、待機して乗ってくる。ただし、帰りの列車・バスの運行が保証されていない場合は、自宅待機とする。いずれの場合もクラス担任に連絡して指導を受ける。
  - ウ 通常利用している公的な交通機関以外の手段（例えば、無許可のバイクや自転車等）によって無理な登校はしない。

## 第2章 校外生活の心得

### 1. 外出について

- (1) 夜間の外出は、午後10時までとする。
- (2) 友人宅などでの宿泊は、原則として禁止する。

### 2. アルバイトについて

- (1) 原則として禁止する。
- (2) 止むを得ずアルバイトを必要とするものは、保護者の同意を得て「アルバイト許可願」をクラス担任に提出する。学年・生徒指導部での協議の結果、許可することもある。

### 3. 出入り禁止の場所

- (1) パチンコ店、麻雀荘、酒類を提供する店、その他成人を対象とした催し物が行われている場所。

### 4. 諸会合への参加について

- (1) 校外の諸団体への参加は、クラス担任に届け出て了解を得る。社会から批判を受けような団体・組織からの誘惑には負けず、勇気を持って行動する。

### 5. 選挙運動及び政治的活動について

- (1) 関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行う。

## 第3章 長期休業中の心得

1. 休業中の計画は早めに立て、旅行などの届け出や学割・証明書等の請求は、休業に入る前に行う。

2. 休業中は自主的に生活設計を立て、学習のまとめや不得意教科の克服に心掛ける。また、

読書をしたり身体の鍛錬や病気の治療をするなど、休業の善用に努める。

### 3. 休業中の登校について

- (1) 課外授業・クラブ活動・図書館利用などの、許可された日以外に登校してはならない。登校した時は、後片付けをきちんとし、下校時間を守る。
- (2) 証明書・学割などが急に必要になったときは、クラス担任に連絡し、事務室に申し出る。
- (3) 休業中に事故などが発生したときは、即刻クラス担任に連絡して指導を受ける。

## 第4章 交通安全について

### 1. 運転免許の取得について

#### (1) 原動機付き自転車（50cc 以下）について

- ア どうしても必要な者に限り、保護者等と相談し、「原動機付き自転車免許取得の許可願」によって学校長の許可を得た上で受験する。
- イ 免許取得試験のために欠席・欠課をしない。（長期休業中・休業日に受験する。）
- ウ 免許を取得したら、「原動機付き自転車免許所有者カード」に記入し、クラス担任に届け出る。

#### (2) 自動車について

- ア どうしても必要な者に限り、保護者等と相談し、3年次の大学入学共通テスト終了後に、「自動車運転免許取得の許可願」によって学校長の許可を得たうえで入校する。
- イ 本校在学期間中は運転してはならない。

#### (3) 自動二輪車（50cc 超）について

- ア 自動二輪車の運転免許の取得は禁止とする。

### 2. 原動機付き自転車（50cc 以下）の運転について

#### (1) 原動機付き自転車での登校は原則禁止とする。（長期休業中・休業日のいずれも不可。）

ただし、自宅から最寄りの駅やバスの停留所まで、特別の事情（4 キロメートル以上、急坂等）のある者については認めることがある。その場合はクラス担任・係と保護者等が相談をし、「原動機付き自転車利用の許可願」によって学校長の許可を得る。

- ア ヘルメットの着用。
- イ 安全速度・法定速度の遵守。
- ウ 一時停止の励行。
- エ 一方通行・右折禁止等の標識確認と遵守。
- オ 夕暮れ時の早期点灯。
- カ 二人乗り・遠乗り・夜間運転の禁止。

(2) 原動機付き自転車の貸し借りは禁止。

3. 自転車利用について

(1) ルールを守り、安全運転に努める。

ア 左側通行の遵守。

イ 傘さし・二人乗り・並列走行の禁止。

ウ スマートフォン・携帯電話・イヤフォン等を使用するの運転禁止。

エ 一時停止・正しい右折・施錠の励行。

オ ヘルメット着用の奨励

カ 自転車保険への加入

(2) 自転車通学を許可された者は、交付されたステッカーを見やすい場所に貼り、指定された駐輪場に整頓して置く。

(3) 無許可通学は禁止する。